

## 滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月29日（月） 13時53分から14時52分

2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室

3. 出席委員（16人・議席番号順）

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 内野淳志

委員 13人

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 会期の決定について

4 報告1 一般事務報告について

5 議案1 農地法第3条の規定による許可申請について

6 議案2 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

8 議案4 現況証明願について

9 議案5 滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について

10 議案6 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見について

11 協議1 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

6. 農業委員会事務局職員

	(会長、挨拶の後)
議長	<p>それでは只今から第26回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長	<p>本日の議事録署名委員に6番、山岸委員、7番、中村委員を指名いたします。</p> <p>議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることでおよしいですか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長	<p>会期は本日1日限りといたします。</p> <p>議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>報告第1号、一般事務報告について説明します。</p> <p>(報告第1号について資料により報告)</p>
議長	只今、説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	<p>質疑意見を終了いたします。報告第1号については、報告済・承認とします。</p> <p>議事日程5番、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転1件です。</p> <p>1番、江部乙町 番、地目「田」13,352 m<sup>2</sup>、「畑」3,155 m<sup>2</sup>、さんから さんへの贈与による所有権移転です。これまで市に在住のさんが利用集積計画で貸借していましたが、71歳と老齢になり遠隔地の農地の耕作が困難になってきたことから令和4年2月に中途解約、所有</p>

	者は 県在住で農地の維持管理ができないことから、 市の農業委員である さんに相談し、隣地で耕作している に無償譲渡することとなつたものです。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第1号については原案のとおり決定といたします。 議事日程6番、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。 1番、北滝の川 番、現況地目「畠」、転用面積 465 m <sup>2</sup> 、申請人 さん。転用目的は、農業用倉庫の建築です。申請地は市道 丁目線沿いに面しており、既存の倉庫は令和元年に農地取得の際に所有者から譲り受け使用していましたが、老朽化して使い勝手も悪かったため本申請地に新築するものです。工期は右側備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。以上、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第2号については原案のとおり決定といたします。 議事日程7番、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。

説明員	<p>議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転1件です。</p> <p>1番、東町 丁目 番、現況地目「畠」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 495 m<sup>2</sup>、第一種中高層地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。この農地は5条転用許可を受けていた農地でしたが、地目変更していなかったための再申請となります。申請地は昭和53年に一般住宅建築のため転用許可を受けましたが、住宅は建築されず、地目変更もされないままでした。その後平成12年に資材置場として再度申請許可をしています。一時資材置場として使用されていたようですが、この時も地目変更がされておらず今回に至っています。工期は右側備考欄のとおり、配置面積は記載のとおりです。</p> <p>以上用途地域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。</p>
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
委員	周囲に住宅は建っているのか。
説明員	反対側の離れたところに1軒建っており、周辺は分筆はされている。
委員	周囲も同じ所有者か。
説明員	それは確認しておりません。
議長	他にございませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第3号については原案のとおり決定といたします。
	議事日程8番、議案第4号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	議案第4号、現況証明願について説明いたします。
	1番、大町 丁目 番、登記簿地目「田」、面積 647 m <sup>2</sup> 。所有者、

	さん、現況「宅地」、「農地以外」として利用されています。昭和43年に5条転用許可された土地ですが、当時事業計画通りに建築施工されました。地目変更が行われないまま現在に至ております。現在も住宅があり借家になっております。将来的に借主に売買の予定のため申請となつたものです。備考欄に現地確認者3名を記載しております。以上、審議をよろしくお願ひいたします。
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了します。議案第4号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第4号については、原案のとおり決定といたします。
	議事日程9番、議案第5号、滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	議案第5号について、説明いたします。 1番、江部乙町在住の さんが所有する農地の農業振興地域から的一部除外について滝川市長に申請があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、滝川市長から農業委員会に意見を求められましたので、総会にお諮りするものです。場所は東丁目線を行き、高速道路を越えた北側付近一帯になります。除外する農地は、江部乙町 1番、地目「山林」、面積19,732m <sup>2</sup> 、申請理由は森林における植栽のためです。以上、農業委員会として意見があれば市長に提出したいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
説明員	補足として説明いたします。非農地ですが、農用地区域に入ります。今回は農用地区域から植林による除外ということで、山林として完全に除外します。農振区域から除外するということは農地として利用しないということになります。農業上の補助事業等は一切使えないということになります。非農地ですが、農用地区域に入っているので法律上除外、すなわち市町村の整備計画の変更ということで農振区域の除外とな

	<p>ります。その除外の際には農業委員会の意見を聞かなければならないことになっているため、農地法ではないが、総会にお諮りすることになったものです。</p>
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。議案第5号については、「意見なし」と回答することでよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第5号については、「意見なし」と回答いたします。
	議事日程10番、議案第6号、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に関する意見について審議を求めます。説明を求めます。
説明員	<p>議案第6号に農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に関する意見について説明いたします。</p> <p>この度、滝川市の基本構想を変更をすることで協議を進めており、それに対して農業委員会より意見を賜りたいとするものです。改正の概要につきましては、北海道の農業経営基盤強化促進基本方針が見直しとなり、それに伴い市の基本構想も見直しをするということです。全体を通して基本的には北海道の基本方針に倣った改正ということで、大きな見直しはありません。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業経営基盤強化の促進に関する取組方向という項目がありますが、そちらに新たに労働力確保対策、スマート農業、SDGsに係る追記をしたところです。</li> <li>(2) 農業経営の法人化の推進につきましては、令和12年度には36経営体を目標とするものです。</li> <li>(3) 農地利用集積円滑化事業については、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業に統合されたことから、農地利用集積円滑化事業の記載を削除するものです。</li> <li>(4) その他、法律改正等に伴う文言整理を行ったものです。</li> </ul>

	<p>別紙の基本構想の概要をご覧ください。</p> <p>3の（1）アンダーラインを引いている箇所ですが SDGs を追記、環境と調和した農業の確立をめざします。</p> <p>（2）の目標年間農業所得ですが、北海道は480万から500万に増額していますが、皆様の意見を伺った後、北海道と協議することになるのですが、滝川市は400万の維持で進めていきます。（3）は変更ありません。</p> <p>（4）はイの経営体の数を36経営体としたこと、ウの新規就農者の育成・確保については6名の確保を目標とすること。エの労働力不足への対応については、北海道の基本方針にも追記された部分で滝川も併せて追記した部分で1日農業バイトアプリやICT技術の活用を追記したものです。以降の部分については、特に変更ありません。以上です。</p> <p>※ 事務局長より人・農地プランについて補足説明</p>
議長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各委員	（なしの声あり）
議長	質疑意見を終了します。議案第6号について、「意見なし」と回答することでおよろしいですか。
各委員	（異議なしの声あり）
議長	議案第6号については、「意見なし」と回答いたします。
	議事日程11番、協議第1号「農地利用の最適化の推進に関する指針について」協議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	この指針については、「農業委員会等に関する法律」の改正により、指針の中の「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」が農業委員会の必須義務となり、「農地等の利用の最適化の推進」に関する事項に関する事務を行うこととなったものです。この農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と、滝川市では設置していませんが、各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は指針を定めるよう努めることとなったことから今年度

	も策定し説明しているところでございます。 お配りしている議案について、簡単に説明させていただきます。 (資料に基づき説明)
議長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。協議第1号について、原案のとおり可とすることでおよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	協議第1号については、原案のとおり決定とします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願ひいたします。
各委員	(各推薦委員から事務連絡あり)
議長	その他、事務局からお願いいたします。 (行事日程について資料に基づき報告)
議長	第27回総会は9月28日9時からということで決定します。 ※佐藤農地特別委員長より、農地パトロールについて説明。
議長	以上をもちまして、第26回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。 (14:52)